

第3章 循環型社会の推進

第1節 3Rの促進

1 一般廃棄物^{*1}の状況【循環社会推進課】

(1)ごみの排出量

県内のごみ総排出量は、平成23年度において26万9千t、1人1日当たりでは912gであり、前年度と比較すると、総排出量は3,500t増加(1.5%)しており、1人1日当たり排出量は13g増加しています。

これまで減少傾向にあったごみ排出量が、23年度においては、増加に転じました。最も増加したのは可燃ごみで、前年度と比較して4,111t増加しました。

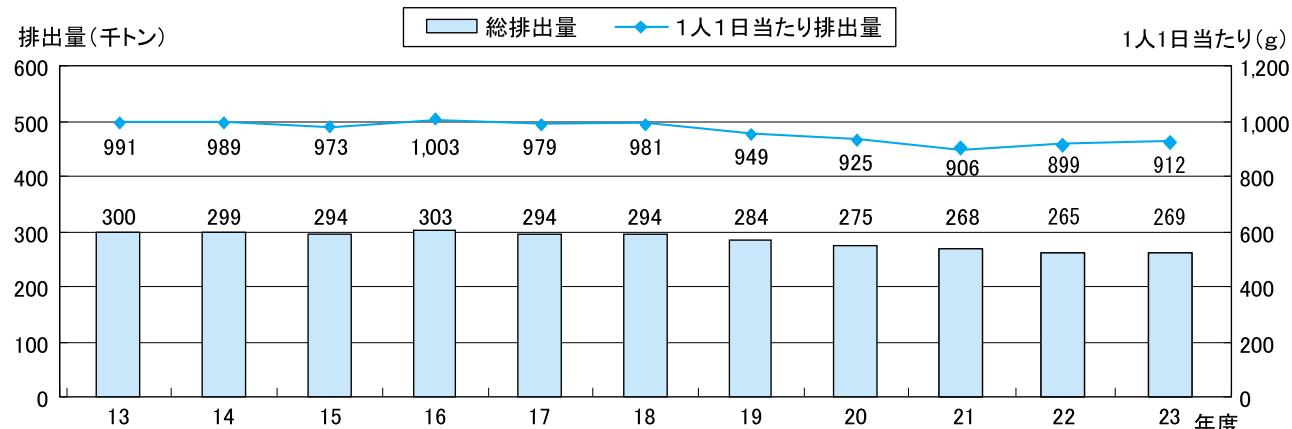
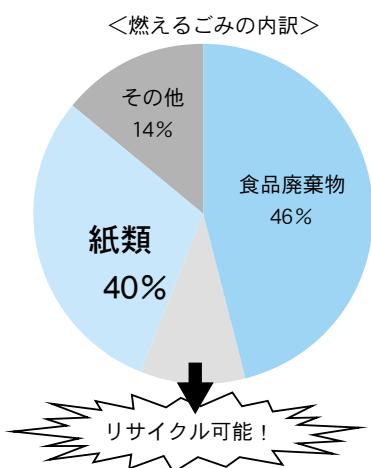


図3-1-1 ごみ総排出量と県民1人1日当たり排出量の推移

分野別
実施状況

コラム 普段何気なく捨てている紙について見直してみましょう！

平成22年2月に福井市で実施した「燃えるごみ」の組成調査によると、紙類が40%となっています。実はこのうちの4分の1は、リサイクルできる紙資源です。分別を徹底して、紙ごみのリサイクルと、燃えるごみの減量を実践しましょう。



次のようなものは、紙資源です。

- ・お菓子やティッシュなどの紙箱
- ・包装紙
- ・紙袋など

これらは、市町のルールに従い、集団資源回収やごみステーションに紙資源として出せば、リサイクルできます。

※市町によって分別品目は異なります。

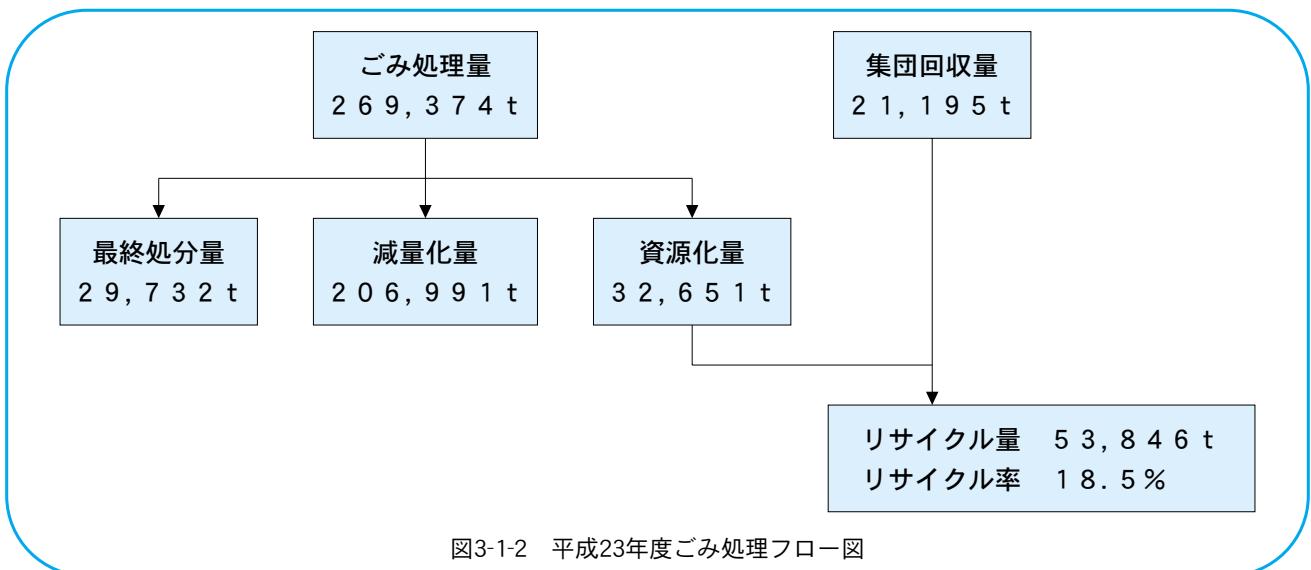
循環型社会の推進

*1一般廃棄物：廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物である「産業廃棄物」と、それ以外の日常の家庭生活等から排出される「一般廃棄物」に分類されます。

(2)ごみの処理状況

市町（一部事務組合を含む。）では、通常、収集されたごみを、資源化、焼却、破碎等の中間処理をした上で、その残さなどを埋立処分しています。

平成23年度に市町が収集し、処理されたごみ26万9千tのうち、資源化された「資源化量」は3万3千t、焼却等で減量化された「減量化量」は20万7千t、埋め立てられた「最終処分量」は3万tでした。



(3)リサイクルの状況

平成23年度に市町において資源ごみの分別収集や中間処理により資源化された量は、3万3千tとなっています。

また、住民団体等によって資源として集団回収された量は2万1千tとなっています。

市町における資源化と集団回収を併せた5万4千tがリサイクルにまわされ、リサイクル率は18.5%となっています（平成22年度：18.8%）。

近年リサイクル率は横ばいとなっており、今後、県民のさらなるリサイクルに対する取組みが必要となっています。

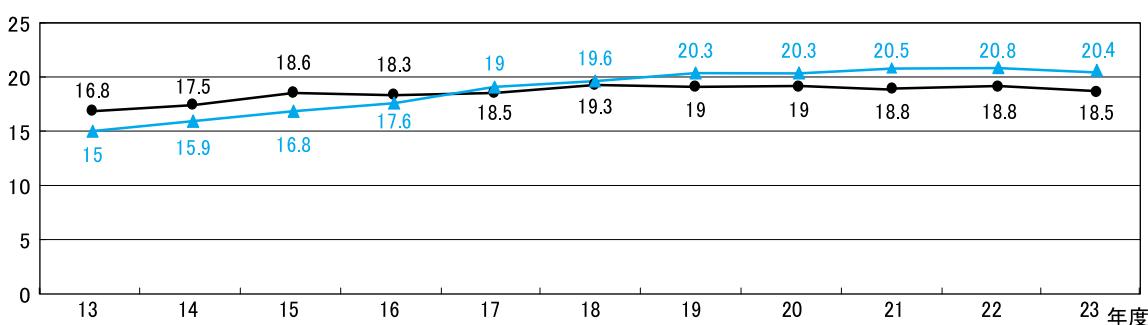
表3-1-3 リサイクル量の推移

(単位：千t)

年 度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
資 源 化 量	29	31	34	35	35	36	34	33	33	33	33
集 団 回 収 量	25	25	25	25	24	25	24	23	21	21	21
リ サ イ ク ル 量	54	56	59	60	59	61	58	56	54	54	54

リサイクル率(%)

—●— リサイクル率(福井県) —△— リサイクル率(全国)

図3-1-4 リサイクル率^(注)の推移

(注) リサイクル率=リサイクル量÷(ごみ処理量+集団回収量)

(4) 廃棄物処理施設の状況

市町では、収集された一般廃棄物を処理するため、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、埋立処分地施設等の廃棄物処理施設を設置しています。

平成24年度末現在、ごみ焼却施設は11施設設置

されており、処理能力は1,173 t /日となっています。また、一般廃棄物最終処分場は10施設設置されており、残余容量等を考慮しながら計画的に新しい施設の整備が進められています。

2 産業廃棄物の状況【循環社会推進課】

(1) 県内の発生状況

(注) 産業廃棄物の実態調査については、県内事業所から産業廃棄物排出事業所を抽出し、アンケート調査により実施しています。調査は5年ごとに実施しており、直近のデータは、平成20年度の値です。

① 県内総発生量

平成20年度に本県で発生した産業廃棄物は3,024千tであり、平成15年度の3,039千tと比較すると、約0.5%減少しています。

② 種類別発生量

産業廃棄物の発生量を種類別にみると、汚泥の発生量が最も多く、1,401千t（全発生量の46%）、次いで、がれき類660千t（22%）、ばいじん248千t（8%）、廃プラスチック類172千t（6%）、紙くず112千t（4%）家畜ふん尿106千t（3%）の順で、この6種類で全体の約90%を占めています。

③ 業種別発生量

産業廃棄物の発生量を業種別にみると、電気・ガス・水道業が最も多く、1,052千t（全発生量の35%）、次いで、建設業812千t（27%）、製造業740千t（24%）の順となっており、この3業種で86%を占めています。

(2) 処理処分状況

① 発生からの処理処分状況

発生量3,024千tの処理処分状況は、リサイクル量1,550千t（51%）、減量化量1,400千t（46%）、最終処分量74千t（2%）等となっています（図3-1-7）。

平成15年度と比較すると、リサイクル量が増加し、発生量および最終処分量が減少しています。

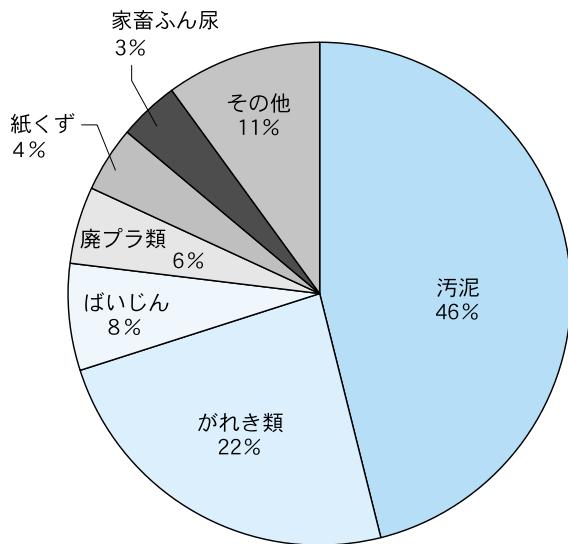


図3-1-5 種類別発生量構成比（平成20年度）

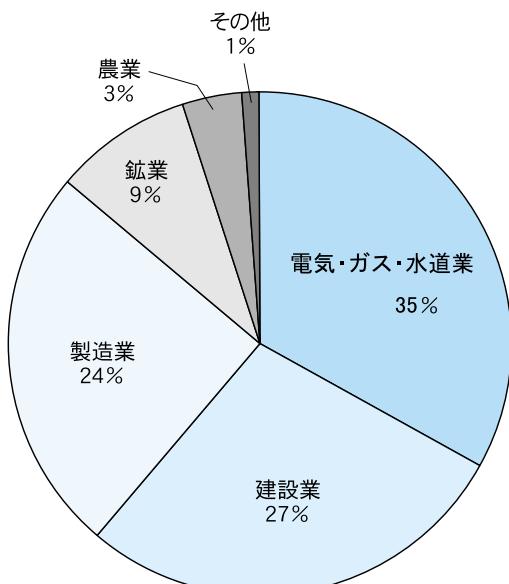


図3-1-6 種類別発生量構成比（平成20年度）

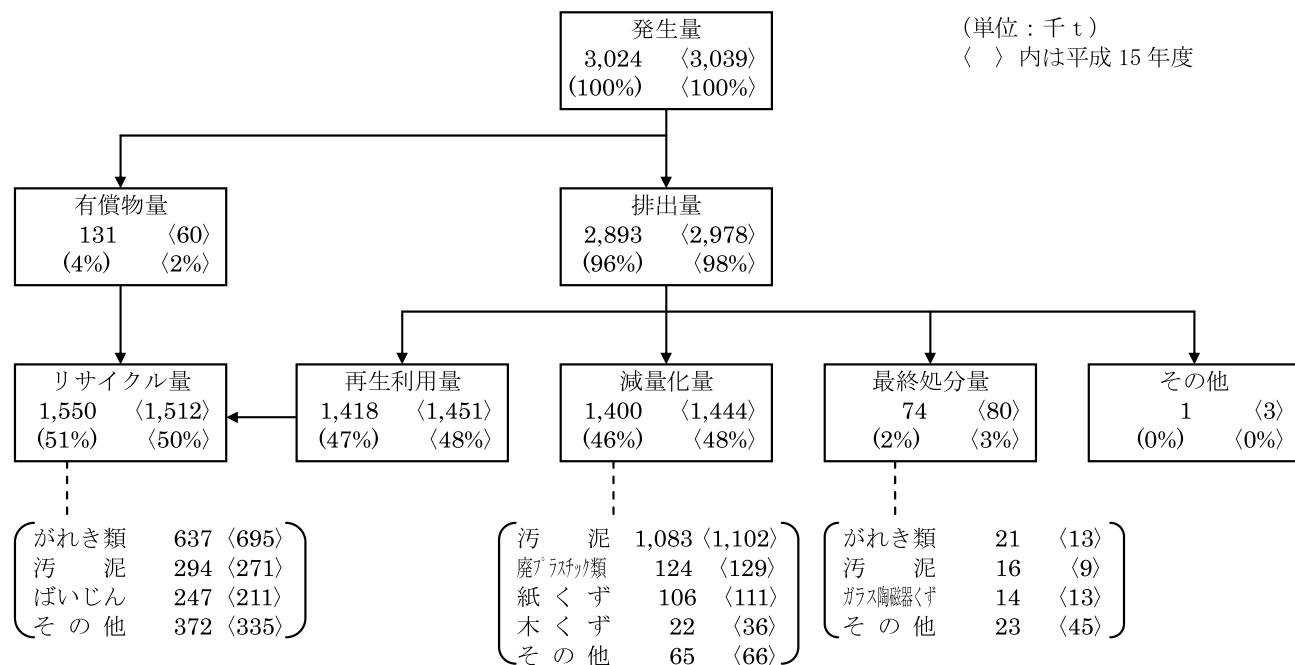


図3-1-7 平成20年度処理処分状況

②種類別処理状況

汚泥については、1,401千tの発生量がありますが、77%が減量化され、最終処分量は1%となってています。

がれき類については、660千tのうち96%がリサイクルされています。

廃プラスチック類では、172千tのうち72%が減量化されています。

最終処分量を種類別にみると、がれき類が21千tで最も多く、次いで、汚泥が16千t、ガラス陶磁器くずが14千tの順となっています。

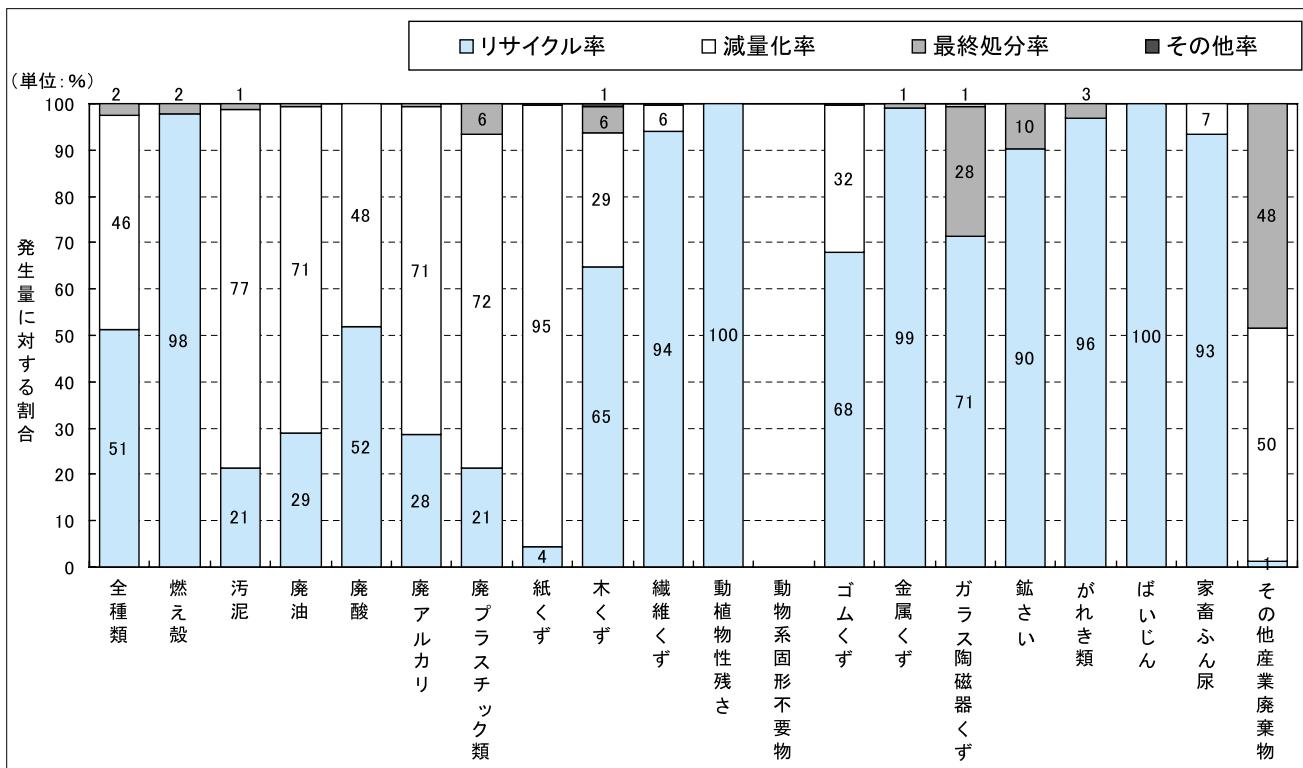


図3-1-8 種類別処理状況（平成20年度）

(3)産業廃棄物処理業の状況

産業廃棄物の処理について、廃棄物処理法では、「排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定しています。「自らの責任において適正に処理する」とは、排出事業者が「自ら処理する場合」と「許可を持っている処理業者に処理を委託する場合」とがあります。

実際には、排出事業者が自ら中間処理施設や最終処分場を設置することは少なく、産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託しています。

本県における産業廃棄物処理業の許可件数は、平成25年3月末現在1,879件で、業の種類別では、収集・運搬業（特別管理産業廃棄物の収集運搬業を含む。）の許可是1,721件で、全体の約92%を占めています。

表3-1-9 産業廃棄物処理業許可件数（平成25年3月末現在）

許可区分	収集運搬	中間処理(処分)	最終処分	中間処理・最終処分	計
産業廃棄物	1,512	141	1	6	1,660
特別管理産業廃棄物	209	9	0	1	219
合 計	1,721	150	1	7	1,879

(4)産業廃棄物処理施設の状況

廃棄物処理法第15条に基づく許可施設数は、平成25年3月末現在156施設です。

平成24年度中に設置許可を受けた産業廃棄物処理施設数は2です。

表3-1-10 産業廃棄物処理施設数（平成25年3月末現在）

施設の種類	許可対象となる処理能力	施設数
①汚泥の脱水処理施設	10m ³ /日超	6
②汚泥の乾燥施設	10m ³ /日超	1
③汚泥の焼却施設	5m ³ /日超、200kg/時以上または火格子面積2m ² 以上	9
④廃油の油水分離施設	10m ³ /日超	1
⑤廃油の焼却施設	1m ³ /日超、200kg/時以上または火格子面積2m ² 以上	9
⑥廃プラスチックの破碎施設	5t/日超	14
⑦廃プラスチックの焼却施設	0.1t/日超または火格子面積2m ² 以上	17
⑧木くず又はがれき類の破碎施設	5t/日超	72
⑨シアン分解施設	すべて	2
⑩産業廃棄物焼却施設	200kg/時以上または火格子面積2m ² 以上	15
⑪最終処分場(安定型)* ¹	すべて	7
⑫最終処分場(管理型)* ²	すべて	3
合 計		156

(注) ①～⑩：中間処理施設

⑪、⑫：最終処分場（最終処分場施設数は稼動中の施設数）

*¹最終処分場(安定型)：廃プラ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくずおよび陶磁器くず、がれき類など変化しない安定した廃棄物で、土壤・砂れき類等と同じで何ら環境を汚染しないものとして処分できるものを埋め立てる処分場。

*²最終処分場(管理型)：埋め立てられた時に分解、溶出等の変化を伴い、環境を汚染することがあるため、十分な管理が行えるように処理して処分するための処分場。紙くず、繊維くず、動植物性残さ、ばいじん、汚泥などを処分する。

3 ごみ減量化・リサイクルへの取組み【循環社会推進課】

(1)行動指針および推進体制

県では、これまで平成18年3月に策定した「福井県廃棄物処理計画」に基づき、廃棄物の減量化やリサイクル、適正化等を推進してきました。

また、平成20年11月に策定された本計画の上位計画となる「福井県環境基本計画」では、新たに「おいしいふくい食べきり運動」や「ものを大切にする社会づくりプロジェクト」を掲げ、良いものを大切にする社会づくりを推進してきました。

そこで、これらの成果等を踏まえて、新たな施策を盛り込み、県民、地域、事業者、行政等が一体となって、環境への負荷が低減される循環型社会づくりを更に推進していく具体的な行動計画として、平成23年3月に新たな「廃棄物処理計画」を策定し、平成27年度の目標値を設定しました。

「福井県廃棄物処理計画」に基づく施策を着実に推進するためには、県民全体で推進していくという機運づくりが重要であり、そのため、女性団体や消費者団体等と協力し全県的な啓発活動等を展開します。

また、一般廃棄物の排出状況や処理体制等は各市町によって異なることから、市町間の情報の共有化を図るために情報を提供したり、全県的な運動を主体的に展開します。

産業廃棄物については、各業界団体や社団法人福井県産業廃棄物協会と定期的な意見交換を行うなど協力体制を強化します。

表3-1-11 「福井県廃棄物処理計画」の目標値

目標値	指標	平成20年度	平成27年度
		現状	目標値（予測値）
	一人一日当たりごみ排出量	925g	840g (941g)
	一般廃棄物のリサイクル率	19.0%	25.7% (21.5%)
	産業廃棄物発生量	3,024千t	3,050千t (3,097千t)
	産業廃棄物のリサイクル率	51.3%	52.9% (50.3%)

(2)ごみ減量化・リサイクルの推進

①おいしいふくい食べきり運動

燃やせるごみの約半分を占める生ごみを減量化するため、全国に先駆けて実施している家庭内や外食時の食べ残し等の食品廃棄を減らす「おいしいふくい食べきり運動」のパワーアップを行っています。現在、約900の飲食店等が、「食べきり運動協力店」として小盛メニュー設定など、食べ残しの削減に取り組んでいます。また、約140店のスーパーが「食べきり家庭応援店」として、無駄のない買い物のアドバイス等、家庭におけるバックアップを実施しています。

また平成25年度には、県内で活躍するプロの料理人を講師に招き、食材を無駄なく使い切る方法や食材の上手な保存方法について学ぶ料理講習会を県内7か所で開催しました。

さらに、県内13の保育園において、子どもたちや保護者を対象とした食べきり運動学習会を開催しました。学習会では、楽しみながら運動に参加して

もらうため、福井県連合婦人会と連携し、寸劇やクイズ等を実施しました。

今後も、県内の様々な団体と協力し、幅広い世代への普及啓発を進め、全県的な運動に拡大させ、全国にも運動をアピールしていきます。



保育園での食べきり運動学習会の様子

②生ごみの資源化

食品ロス等を削減してもどうしても発生する生ごみについては、たい肥化や畜産の飼料化等のリサイクルにより廃棄量を減らす「土に戻す運動」に取り組んでいきます。

生ごみの資源化は各家庭における取組みが不可欠であることから、平成24年度より各ライフスタイルに即した手法で生ごみの資源化を進め、その普及を図る団体等への支援を行っています。

平成23年度から2年間、鯖江市のNPO法人との協働により、約900人を対象として実施した、ダンボールコンポスト^{*1}によるたい肥化のモニタリングの結果、参加者に「生ごみに対する考え方方が変わった」、「ごみの分別に取り組むようになった」等の意識の変化が見られました。

今後も引き続き、各家庭における生ごみ資源化の推進に努め、全県的な普及につなげていきます。



公民館で開催されたダンボールコンポスト説明会

③紙類のリサイクル

生ごみに次いで割合が高く、燃やせるごみの約4割を占める紙類については、更なる分別の徹底とリサイクルの促進により減量化を図っていきます。

特に、本県の特徴でもある「地域のつながりの力」を活かしたリサイクルの方法として、集団資源回収に着目し、新たに集団資源回収を開始した団体や実施回数を増加させた団体に対して、コミュニティ活動奨励金を助成しています。

平成24年度は、5市町の40団体が新たに91回実施し、約19tの紙ごみを資源化することができました。

④新たなリサイクルルートの形成

リサイクルルートの確立していない廃棄物を資源

として循環させるため、排出事業者、リサイクル事業者、試験研究機関などが一体となって、事業化に向けた方策を検討し、新たなリサイクルルートの形成を進めます。

平成22年11月に「資源循環ビジネス推進協議会」を設置し、4つのテーマ（食品廃棄物のたい肥化、廃瓦の有効活用、繊維くず・廃プラスチック等の固形燃料化などのサーマルリサイクル、廃小型家電からの希少金属回収）についての研究会を開催し、ビジネスにつなげる可能性や課題の調査、研究等を行っています。

廃瓦の有効活用をテーマとする廃瓦研究会では、廃瓦チップの暗渠排水疎水材等としての農地への利用について検討を行っています。平成24年度は、高浜町和田地区で行われた県施行の工事において、湧水処理に試験的に廃瓦チップが初めて使用され、平成25年度は、県内のいくつかの土地改良区等において、6,000tを超える廃瓦が、試験的に利用されています。今後、廃瓦チップの有効性の確認を行い、さらなる利用の拡大を図っていきます。



弘法大師ファームみつまた（集落営農組織）による
廃瓦チップを利用した暗渠排水工事（越前市）

廃小型家電からの希少金属回収をテーマとした廃小型家電研究会では、平成24年11月から小浜市において、回収ボックスによる廃小型家電の試験回収を実施しており、平成25年度も引き続き回収を行っています。また、小型家電リサイクル法が平成24年4月1日に施行されたことから、鯖江市、越前市において、国の小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業により市役所をはじめ、公民館、量販店等に回収ボックスを設置し、小型家電を回収しています。

^{*1}ダンボールコンポスト：家庭から出る生ごみをもみ殻くん炭等の基材とともに段ボール箱に入れ、その中に減量・堆肥化を行うもの。

⑤ものを大切にする社会づくりプロジェクト

良いものを長く使う、壊れたものは修理して再利用するなど「ものを大切にする」意識の普及を図るため「まごころ古本市」や、壊れたおもちゃの修理をする「おもちゃの病院」を開催しています。

特におもちゃの修理については、平成23年度より、おもちゃの修理ボランティア“おもちゃドクター”的養成に取り組んでおり、これまでに、初心者対象の養成講座を11回開催し、延べ220人以上が受講されました。



おもちゃの病院の様子

その結果、養成講座の受講者を中心に、県内各地におもちゃ修理のボランティア団体が立ち上がり、現在、5つの団体が積極的に活動されています。

また、今年度は不要になった服のリメイクを親子で体験するリメイク教室を10月に開催しました。

当日は200人以上の方が来場され、ハロウィンをテーマに思い思いの楽しいリメイクを体験されました。



リメイク教室の様子

⑥ゴミゼロ社会運動の推進

多量排出事業者に加え、中規模事業者や主に建設業や製造業の事業者が、「発生抑制・リサイクル・適正処理」という基本的な理念のもと、ゼロエミッションを目指します。

平成23年度からは県内の産業廃棄物の排出量の51%を占めている建設業、製造業を中心とする事業所への個別訪問や研修会等の機会をとおして廃棄物の減量化、リサイクルおよび適正処理を促進しています。

また、各事業所に廃棄物の減量化、リサイクルに関する取組みを宣言していただき、県が認定する廃棄物減量化宣言の取組みをとおして意識の向上を図っています。

平成25年度には、県内の事業所の減量化、リサイクルの事例を調査し、事例集としてとりまとめました。

コラム ごみ減量化の第一歩！ 幹事さんにお願い 宴会5箇条 宴会では、おいしいふくい食べきり運動を実践しましょう。

- 其の1** 出席者の性別や年齢などを店に伝え、適量注文に心がけましょう。
- 其の2** 酒宴の席では、開始30分、終了10分など、席を立たずに、しっかり食べる時間を作りましょう。
- 其の3** 料理がたくさん残っているテーブルから、少ないテーブルへ料理を分けましょう。
- 其の4** 幹事さんや司会者の方は、宴会中に「食べ残しのないように！」の声かけをしましょう。
- 其の5** 食中毒の危険のない料理を持ち帰り用として折り詰めて注文するなど、食べ残しがない注文の工夫をしましょう。

(3)容器包装廃棄物、家電製品、自動車のリサイクル推進体制の確立

①容器包装リサイクル法

一般廃棄物の容積比で約6割を占める缶、びん、ペットボトルなどの容器包装廃棄物のリサイクルを推進するため、平成9年4月から「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)が施行されました。平成12年度からは同法が完全施行され、それまでの缶、びん、ペットボトルおよび紙パックに加え、他の紙製容器包装、プラスチック製容器包装およびダンボールが同法の対象となりました。

平成18年12月には容器包装リサイクル法が一部改正され、事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入や事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設などが盛り込まれました。

県では、平成25年度に「第7期福井県分別収集促進計画^{*1}」を策定し、県民に対する容器包装廃棄物の排出抑制や市町における容器包装廃棄物の収集品目の拡大を図る等の取組みを進めています。

表3-1-12 容器包装廃棄物の分別収集取組状況

区分		取組市町数 (平成24年度現在)	平成27年度 見込
びん類	無色	全市町	全市町
	茶色	16	16
その他	の 色	全市町	全市町
缶類	スチール缶	全市町	全市町
	アルミ缶	全市町	全市町
プラスチック類	ペットボトル	全市町	全市町
	食品トレイ	5	5
	その他のプラスチック製容器包装	14	14
紙類	飲料用紙パック	15	15
	段ボール	全市町	全市町
	その他の紙製容器包装	15	15

②家電リサイクル法

家電製品のリサイクルを推進するため、平成13年4月から「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)が施行されています。この法律は、家電製品の小売業者に引取義務を、製造業者等(家電メーカー、家電輸入業者)に再商品化等(リサイクル)の義務を課し、消費者に収集・再商品化等に要する費用の負担を求めるものです。

テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機およびエアコンの4品目が対象になっています。

県では、消費者(排出者)、小売店に対して、この法律に基づくリサイクルが円滑に進むよう普及啓発を進めています。また、廃家電の不法投棄への監視にも力を入れていきます。

③パソコンリサイクル

平成15年10月から「資源の有効な利用の促進に関する法律」(資源有効利用促進法)に基づき、家庭系パソコンのリサイクルが始まりました。これまで自治体が回収・処理していた家庭用使用済パソコンを製造等事業者(パソコンメーカー等)により自主回収および再資源化を行い、消費者は収集・再資源化に要する費用を負担するものです。

④小型家電リサイクル法

平成25年4月から「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行され、家庭の電気や電池で動く小型家電(携帯電話、デジカメ、ドライヤー、ゲーム機など)を市町が回収し、国の認定を受けたリサイクル事業者等が再資源化する「小型家電リサイクル制度」が始まりました。これまで使用済小型家電は、市町において廃棄物として処分され、その中に含まれる有用な金属が十分に回収されていませんでしたが、この制度のスタートにより、使用済小型家電の回収や再資源化が進められることとなりました。

県では、市町に対し早い時期からの小型家電の分別回収を促すなど、市町の取組みを支援していきます。

*1 福井県分別収集促進計画：各市町村が策定する「市町村分別収集計画」を踏まえ、容器包装廃棄物の分別収集リサイクルの推進に関することについて、県が策定する計画。

⑤自動車リサイクル

年間約340万台排出される使用済自動車は、有用金属・部品を含み資源として価値が高いものであるため、従来は解体業者や破碎業者において売買を通じて流通し、リサイクル・処理が行われてきました。

しかし、産業廃棄物処分場の逼迫や従来のリサイクルシステムの機能不全により、不法投棄・不適正処理の懸念がもたれています。

このため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）が平成14年7月に制定されました。平成17年1月1日からリサイクル料金の預託や電子マニフェストによる移動報告が開始されるなど、本格施行されています（解体業等の許可制度は平成16年7月から先行施行）。

法施行に伴い、関係事業者の電子情報による使用済自動車の移動報告および「フロン類」、「エアバック類」の回収や「廃タイヤ」、「バッテリー」等の適正処理が行われ、これらに必要な費用を自動車の所有者が負担することとされました。

表3-1-13 自動車リサイクル法関連事業者の種別
(平成25年3月末現在)

業種	事業内容	事業者数
引取業	使用済自動車の引取りを行う登録業者	567件
フロン類回収業	カーエアコンからフロン類を回収する登録業者	172件
解体業	エアバック類を回収するとともに、バッテリー、タイヤ、廃油・廃液等を再資源化基準に従って適切な解体を行なう許可業者（基準に従って解体を行なった場合のみ、使用済自動車からの部品取りを行うことができる。）	36件
破碎業	解体された使用済自動車を破碎するため、プレス・せん断など破碎前処理を行う許可業者および解体された使用済自動車を破碎する許可業者	16件

平成24年度に本県において引取業者に引き渡された使用済自動車は、約3万1千台あり、この使用済自動車はフロン類回収業者、解体業者および破碎業者等に引き渡されました。

今後とも、使用済自動車の適正処理を推進するため、関係事業者に対する監視指導を適切に行っていきます。

(4)下水汚泥有効利用促進【河川課】

下水道の普及拡大に伴い、下水汚泥は年々増加しております、下水汚泥の減量化とリサイクルを推進しています。

福井県では9市8町1事務組合で下水道による汚水処理を行っており、平成24年度に発生した下水汚泥約35,000 tのうち76%をセメント原料、堆肥、建設資材などに有効利用しています。

今後も下水汚泥の有効活用に積極的に取り組んでいきます。



図3-1-14 下水汚泥リサイクル率の推移

4 建設リサイクル【土木管理課】

(1)建設リサイクルの現状

建設工事から発生する廃棄物の本県におけるリサイクル率は、全体で9割となっていますが、木材や建設汚泥についてはリサイクルが遅れています。

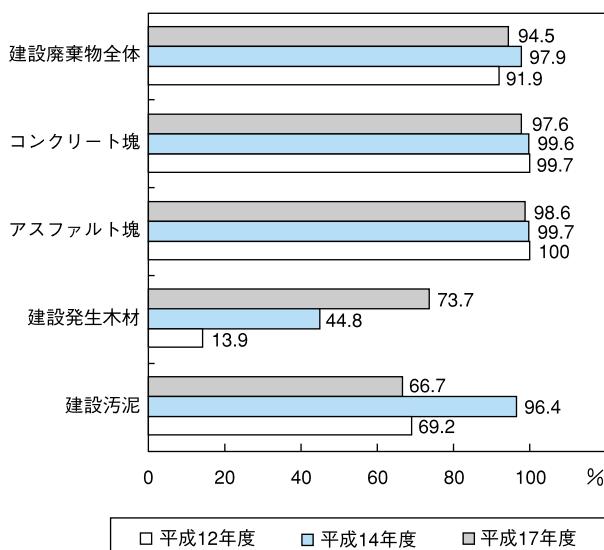


図3-1-15 建設廃棄物のリサイクル率

(2) 法律制定の背景

建設工事から発生する廃棄物は種類が多く、本県では産業廃棄物全体の約3割を占めており、分別しなければごみとして最終処分されることになります。また、全国的にみても最終処分場の残存容量はあとわずかとなっています。

さらに、昭和40年代の高度経済成長期に大量に建設された建築物が今後更新期を迎えることから、解体による廃棄物の排出量の増加が予想されます。

このため、廃棄物の分別・リサイクルおよび適正処理をより一層促進させることを目的に、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が、平成14年5月30日から全面施行されました。

(3) 法律の概要

この法律は、3つの柱からなり立っています。

発注者（施主）による工事の事前届出の他、元請業者から発注者への再資源化完了報告などが義務付けられています。

- ①分別解体・リサイクルの義務付け
 - ②分別解体・リサイクルの実施を確保するための措置
 - ③解体工事業の登録制度の創設

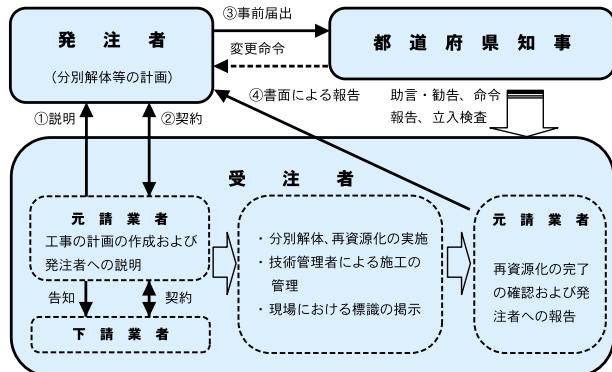


図3-1-16 分別解体・リサイクルの発注から実施への流れ

(4)建設リサイクルを進めるために

法の実効性を確保するため、日常のパトロールに加え、年2回、施工中の工事現場を対象に、県内一斉パトロールを実施しています。

また、建設リサイクルを総合的に推進するため、県内の国、県、市町の工事発注機関、建設業団体等からなる「建設副産物対策連絡協議会」において、廃棄物の利用実態の把握と情報交換を進め、リサイクル率の向上に取り組んでいます。

5 食品リサイクル【循環社会推進課】

(1)食品廃棄物の現状

食品廃棄物は、食品の製造の段階で発生する動植物性の残さが産業廃棄物に分類され、食品の流通段階（スーパー等）や消費段階（レストラン・家庭等）で発生する売れ残り、調理残、食べ残し等が一般廃棄物に分類されます。

一般廃棄物の生ごみの大半が、市町等の施設において焼却処理される中、池田町、美浜町および若狭町では行政が中心となって、回収・堆肥化に取り組んでいます。

また、NPO法人や、民間事業者による生ごみのリサイクルも行われています。

福井県の取組みについては、3(2)②生ごみの資源化を参照してください。

(2)食品リサイクル法

平成19年12月に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）が改正され、食品廃棄物の発生量が100t以上の事業者は、毎年度、食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが義務付けられました。また、再生利用事業計画の認定制度の見直し等の措置が講じされました。

平成24年4月からは、食品関連事業者16種について、2年間にわたり暫定的ではありますが発生抑制目標値が定められました。平成26年4月からは、全食品関連事業者について発生抑制目標値が設定される予定です。

平成22年度における食品循環資源の再生利用等の実施率は、業種別に食品製造業で95.3%、食品卸売業で66.7%、食品小売業で43.1%、外食産業で35.5%となっています。

平成24年8月には坂井市の長谷川造園株式会社が、JA花咲ふくいおよびユニー株式会社とともに、国から北陸3県で初めてとなる「再生利用事業計画の認定を受けています。

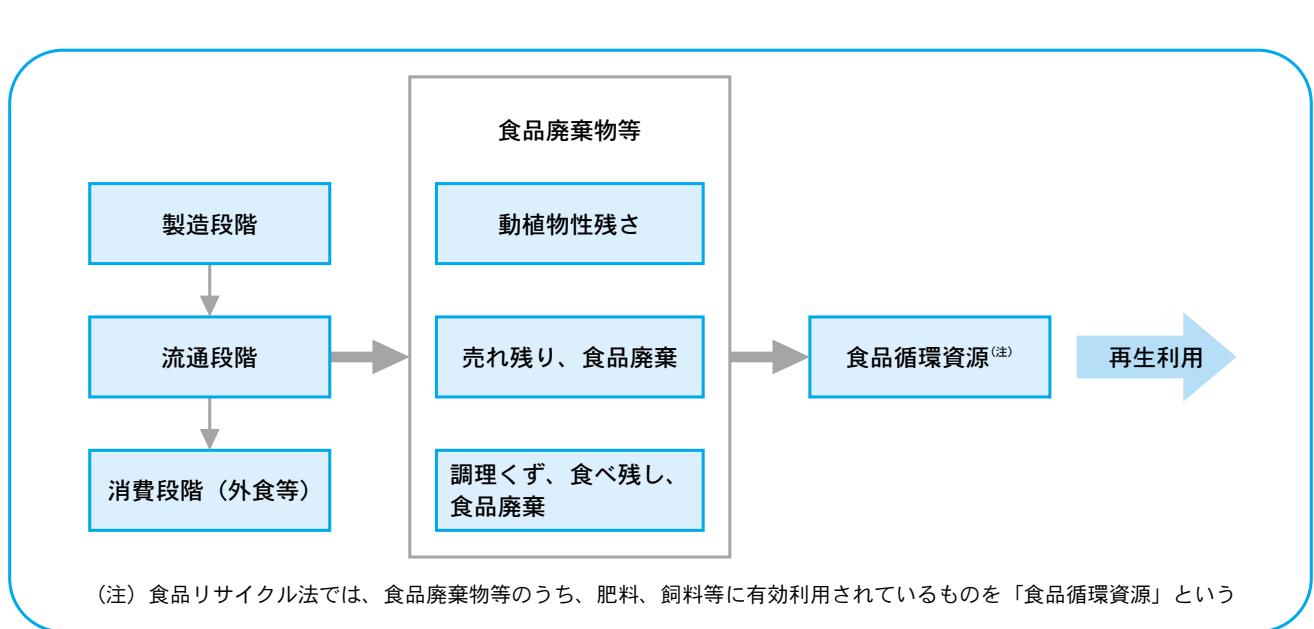


図3-1-17 食品リサイクルの流れ

6 未利用有機性資源等の活用【水田農業経営課・農林水産振興課】

(1)エコ農業

農業による環境への負荷を軽減するとともに、より安全で安心な農産物の生産拡大を図るため、化学肥料や化学合成農薬の投入を抑えた生産技術開発の普及と併せ、家畜排せつ物や生ごみ等の未利用有機性資源を堆肥化し、利活用するエコ農業を推進しています。この中で、地域で発生した家畜排せつ物や糞殻などの資源を、その地域で堆肥化し、利活用す

る効率的な取組みを進めています。

また、有機性資源の活用による土づくりを行い、化学肥料や化学合成農薬の使用を削減するエコ農業に取り組む農業者の育成を図るとともに、集落ぐるみでエコ農業に取り組む生産者の支援や、特別栽培農産物の認証制度の普及推進、生産者と消費者の相互理解の促進を図っています。

コラム 福井県特別栽培農産物認証制度

県では、より安全・安心な農産物の生産を目指して、化学合成農薬や化学肥料の使用を極力抑えた（慣行栽培の5割以上削減）「特別栽培農産物」について、平成13年4月から独自の基準を設けて認証しています。



表3-1-18 福井県特別栽培農産物認証制度の実績

年度	生産登録件数(件)	農家数(戸)	面積(ha)
H14	233	248	203
H15	449	413	304
H16	495	378	320
H17	446	345	396
H18	455	320	493
H19	642	434	805
H20	688	544	1,023
H21	780	684	1,202
H22	758	721	1,371
H23	721	731	1,597
H24	118※	880	2,015

※H24については生産計画を届け出たグループ数を示す

7 リサイクル製品の利用拡大【循環社会推進課】

リサイクル製品の活用は、埋立処分場の延命化やバージン原材料の節約など、循環型社会の推進に大きく貢献することになります。

そこで県では、リサイクル製品の利用促進およびリサイクル産業の育成を図り、資源循環型社会を推進していくため、主に県内で発生する再生資源を利用して製造される製品を認定する「福井県リサイクル製品認定制度」を運用しています。

平成11年12月の施行から14年目を迎え、平成25年3月末現在で55製品を認定しています。

リサイクル製品普及促進のため、県の公共工事等において、地域から発生した再生資源を活用した製品を同一地域内で積極的に利用しているほか、市町や国の出先機関にも積極的な活用を呼びかけています。

また、「フクイ建設技術フェア2013」（平成25年9月）への出展やホームページによる広報等を通じて、リサイクル認定製品がさらに広く普及するよう取り組んでいます。



福井県認定
リサイクル製品

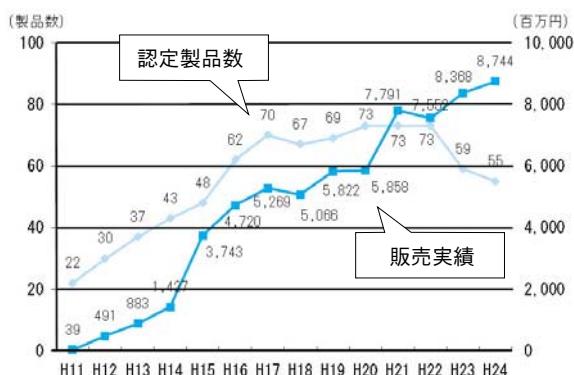


図3-1-19 福井県リサイクル認定製品販売実績・認定製品数